

○厚生労働省令第二十六号

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第五条の五第一項第三号、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十一条、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）第十三条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第九条の規定に基づき、職業安定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十日

厚生労働大臣 根本 匠

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第五条の五に関する事項) 第四条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一 求人者が職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号。以下この項において「令」という。)第一条第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為(労働基準法施行規則第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。)をした場合であつて、法第五条の五第二項の規定による報告の求め(以下この項において「報告の求め」という。)により、次のいずれかに該当することが確認された場合。</p> <p>イ 求人者の申込みの時間において、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと(当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為(ロにおいて「同一違反行為」という。)をしたことがある場合その他当該違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。)</p> <p>ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)第二百三十三条第一項(同法第二百三十一条及び第二百三十六条において準用する場合を含む。)若しくは第二百四十六条の規定による送致又は同法第二百四十二条の規定による送付(以下このロにおいて「送致等」という。)が行われ、その旨の公表が行われた場合であつて、次のいずれかに該当すること。</p>	<p>(法第五条の五に関する事項) 第四条の三 (略)</p> <p>2 (略) (新設)</p>

- (1) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合  
（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致等の日までの期間（以下この口において「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であつて、求人者の申込みの時に、当該送致等の日から起算して六月を経過していないこと。
- (2) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合  
（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、経過期間が六月を超えないときに限る。）であつて、求人者の申込みの時に、当該送致等の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと。
- (3) 当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われた場合  
（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致等の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であつて、求人者の申込みの時に、当該送致等の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと。
- 二 求人者が令第一条第二号に掲げる法律の規定に違反する行為  
（以下この号において「違反行為」という。）をし、法第四十八条の第三項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合  
イ 求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。
- ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行つた場合であ

つて、求人者の申込みの時に於いて、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

### 三

求人者が令第一条第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 求人者の申込みの時に於いて、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行つた場合であつて、求人者の申込みの時に於いて、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

### 四

（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十六条の二の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

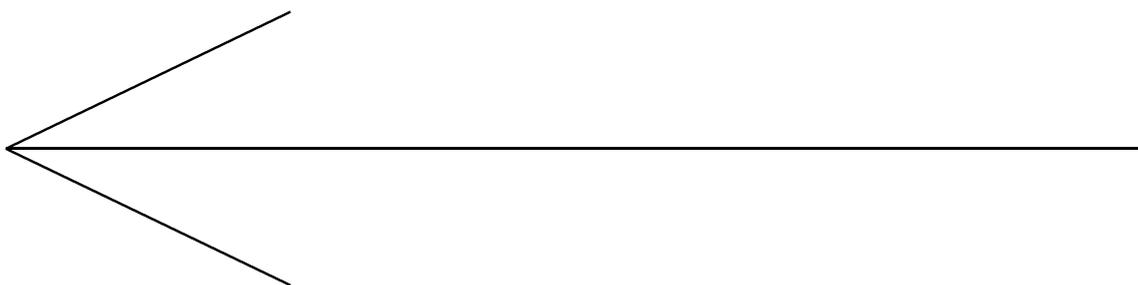
イ 求人者の申込みの時に於いて、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと。

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の規定に違反する行為（以下こ

4 | の口において「同一違反行為」という。）を行つた場合であつて、求人者の申込みの時に於いて、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が求職者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること。  
公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、法  
第五条の五第一項ただし書の規定により求人者の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。

3 | 公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、法  
第五条の五第一項ただし書の規定により求人者の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。

様式第六号（第四面）を次のように改める。



様式第6号（第4面）

4 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「・無料・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する」を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・」、「・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「・第33条の3第2項において準用する」を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から6まで及び8の全文並びに7の「第33条第4項において準用する・」を抹消すること。
- (4) ⑩欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。
  - (例) 職業
    - (イ) 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など
  - (例) 地域
    - (ロ) 国内、大阪府、中部地方など
  - (例) 賃金
    - (ハ) 時給1,000円以上の求人、月給30万円以上の求人など
  - (例) その他
    - (ニ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、障害者、合法的に在留する外国人、本校所定の課程を修了した者など
- (5) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑧変更前の欄にも記載すること。

(青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則(平成二十七年厚生労働省令第百五十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

第三条及び第四条  
削除

改正前

(求人者の申込みを受理しないことができる場合)

第三条 法第十一条の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 求人者が青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令(平成二十八年政令第四号。以下この条において「令」という。)第一項第一号又は第三号に掲げる法律の規定に違反する行為(労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)第二十五条の二第一項並びに第三十四条の三第一項及び第二項の規定に違反する行為を含む。以下この号において「違反行為」という。)をした場合であつて、法第二十八条の規定による報告の求め(以下この条において「報告の求め」という。)により、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 学校卒業見込者等求人(法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人という。以下同じ。)の申込みの時に於いて、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと(当該違反行為とした日を起算日とする過去一年以内において当該違反行為と同一の法律の条項に違反する行為(ロにおいて「同一違反行為」という。)をしたことがある場合その他当該違反行為が学校卒業見込者等(同条に規定する学校卒業見込者等という。以下同じ。)の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。)

ロ 当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二百三十一項(同法第二百三十一項及び第二百三十六条において準用する場合を含む。)及び第二百四十六条に規定する検察官に対する送致又は同法第二百四

十二条に規定する検察官に対する送付（以下この口において「送致又は送付」という。）が行われ、その旨の公表が行われた場合であつて、次のいずれかに該当すること

(1) 当該送致又は送付の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、当該違反行為の是正が行われた日から当該送致又は送付の日までの期間（以下この口において「経過期間」という。）が六月を超えるときに限る。）であつて、学校卒業見込者等求人者の申込みの時に限る。当該送致又は送付の日から起算して六月を経過していないこと

(2) 当該送致又は送付の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合であつて、経過期間が六月を超えないときに限る。）であつて、学校卒業見込者等求人者の申込みの時に限る。当該送致又は送付の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過していないこと

(3) 当該送致又は送付の日前に当該違反行為の是正が行われた場合（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。）又は当該送致又は送付の日前に当該違反行為の是正が行われていない場合であつて、学校卒業見込者等求人者の申込みの時に限る。当該送致又は送付の日から起算して一年を経過していないこと、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月が経過していないこと

二 求人者が令第一項第二号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十八条の第三項の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次

のいずれかに該当することが確認された場合

イ 学校卒業見込者等求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の法律の条項に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であつて、学校卒業見込者等求人者の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が学校卒業見込者等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること

三 求人者が令第一項第四号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十条の規定による公表がされた場合であつて、報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 学校卒業見込者等求人者の申込みの時に、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の法律の条項に違反する行為（以下このロにおいて「同一違反行為」という。）を行った場合であつて、学校卒業見込者等求人者の申込みの時に、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が学校卒業見込者等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること

四 求人者が令第一項第五号に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をし、育児休業

(青少年雇用情報)

第五条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 職場への定着の促進に関する取組の実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。第九

、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。)第五十六条の二の規定による公表がされた場合であつて報告の求めにより、次のいずれかに該当することが確認された場合

イ 学校卒業見込者等求人者の申込みの時に於いて、当該違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないこと

ロ 当該違反行為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の法律の条項に違反する行為(以下このロにおいて「同一違反行為」という。)を行つた場合であつて、学校卒業見込者等求人者の申込みの時に於いて、当該同一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日から起算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が学校卒業見込者等の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがあること

(求人者の不受理の手續)

第四条 公共職業安定所が、法第十一条の規定により求人者の申込みを受理しないときは、求人者に対し、その理由を説明しなければならない。

(青少年雇用情報)

第五条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 職場への定着の促進に関する取組の実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 育児休業(育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業をいう。以下このハ、第九条第三号ホ及び第四号ヲにお



3

一  
三

(略)

(略)

3

一  
三

(略)

(略)

(次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正)

第三条 次世代育成支援対策推進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第百二十二号)の一部を次の表のよ  
うに改正する。

改正後	改正前
<p>(法第十三条の厚生労働省令で定める基準) 第四条 法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号)第一条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと(職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)第四条の第三項に規定する求人申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第十三条 職業安定法施行規則第三十一条の規定は、法第十六条第四項の規定により承認中小事業主団体に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。</p>	<p>(法第十三条の厚生労働省令で定める基準) 第四条 法第十三条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令(平成二十八年政令第四号)で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと(青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則(平成二十七年厚生労働省令第五百五十五号)第三条に規定する求人申込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。)</p> <p>ハ (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第十三条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)第三十一条の規定は、法第十六条第四項の規定により承認中小事業主団体に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。</p>

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令の一部改正)  
正)

第四条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成二十七年厚生労働省令第百六十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第九条の認定の基準等)</p> <p>第八条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する一般事業主であること。</p> <p>イ 一 (略)</p> <p>ホ 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職業安定法施行令(昭和二十八年政令第二百四十二号)第一条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと(職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)第四条の第三項に規定する求人申し込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第十八条 職業安定法施行規則第三十一条の規定は、法第十二条第四項の規定により承認中小事業主団体に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。</p>	<p>(法第九条の認定の基準等)</p> <p>第八条 法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のいずれにも該当する一般事業主であること。</p> <p>イ 一 (略)</p> <p>ホ 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令(平成二十八年政令第四号)で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたこと(青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則(平成二十七年厚生労働省令第一百五十五号)第三条に規定する求人申し込みを受理しないことができる場合に該当する場合に限る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第十八条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)第三十一条の規定は、法第十二条第四項の規定により承認中小事業主団体に委託して労働者の募集を行う中小事業主について準用する。</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成三十二年三月三十日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の職業安定法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第四条の三第三項の規定は、求人者（職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条第一号、第二号（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第五条の三第一項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る。）、第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び第三号から第五号までに掲げる法律の規定に違反する行為をした者に限る。）が公共職業安定所に対して学校卒業見込者等求人（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。）の申込みをする場合を除き、この省令の施行の日以後に職業安定法施行令第一条に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この条において「違反行為」という。）をした場合（求人者が新規則第四条の三第三項

第一号イに該当する場合（当該違反行為をした日から起算して過去一年以内において当該違反行為と同一の規定に違反する行為をしたことがある場合に限る。）にあつては、当該同一の規定に違反する行為をこの省令の施行の日以後にした場合）について適用する。

第三条 この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の職業安定法施行規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。